

北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書

非正規労働者の増大とそれに伴う低賃金層の増加に対して、賃金の最低限を保障するセーフティネットを強化する最低賃金制度の役割は、ますます大きくなってきています。

2007年度に「成長力底上げ戦略推進円卓会議」の合意、2008年の改正最低賃金法による「生活保護施策との整合性に配慮する」などの経過、昨年は雇用戦略対話における「早期に全国最低800円を目指す」との政公労使合意などによりここ4年間で大きな引き上げが行われ、北海道の最低賃金は691円となり、各県においても生活保護費との乖離解消が進められています。

しかし、生活保護費との乖離（現行26円）を残すこととなる北海道としては、乖離解消は働くことのインセンティブとして当然のことであり、その早期解消に加え、安心して生活できる賃金を約束しなければならない。法定労働時間フルに働いても、税込み月額12万円程度、年額でも140万円程度にしかならないが、昨年度13円引き上げ改定に伴う影響率は8.69%、パートに至っては21.63%となっており、北海道の非正規率の高さ、最低賃金に張り付く低賃金体系となっていること、生活困窮の度合いが深まっていることが明らかとなった。連合調査による「最低限の生活を保障水準（リビング・ウェイジ）」として示された「時間給870円、月額144,000円」とはほど遠いものとなっています。

特に北海道のような非正社員比率が4割と高く、低賃金・最賃に張り付く賃金体系が多い地域においては、地域経済の維持と所得税収の確保、社会保障制度の維持・充実に向けて、納税を果たせる賃金の確保と、全体の底上げは重要な課題である。

よって、今年度の北海道地域最低賃金の改定に当たっては、生活保護費との乖離解消はもとより、働く者が経済的に自立可能な水準への改定を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月17日

上砂川町議会議長 堀内哲夫

提出先 北海道労働局長 北海道最低賃金審議会長